

## 沖縄県振興審議会部会運営方法等について

平成 23 年 4 月

沖縄県企画部

新たな計画等に関し、沖縄県振興審議会（以下、「県審議会」という。）に設置された部会の運営方法等は、「沖縄県振興審議会運営方法等について」等を踏まえ、以下のとおりとする。

## 1 部会の所掌事務及び事務分担について

部会の所掌事務及び部会運営担当部課は、下表のとおり。また、部会担当部課及び企画調整課の所掌事務は、同要領第3及び第6のとおりとする。

部会名	所掌事務	担当部課
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活、交流等に関する事	企画部 企画調整課
産業振興部会	観光・リゾート産業、情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関する事	商工労働部 産業政策課 文化観光スポーツ部 観光政策課
農林水産業振興部会	農林水産業等に関する事	農林水産部 農林水産企画課
離島過疎地域振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関する事	企画部 地域・離島課
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関する事	環境生活部 環境政策課
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関する事	福祉保健部 福祉保健企画課
学術文化・人づくり部会	教育・人材育成、歴史、学術文化等に関する事	企画部 企画調整課
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関する事	土木建築部 土木企画課 企画部 交通政策課 企画部 情報政策課

## &lt;参照&gt;

- (1) 部会所掌事務及び部会運営担当課について  
 沖縄県振興審議会運営要綱第2条別表  
 沖縄県振興審議会運営要領第2別表
- (2) 部会担当部課及び企画調整課の所掌事務について  
 沖縄県振興審議会運営要領第3及び第6

## 2 部会の運営について

### (1) 部会の目的

部会は、沖縄 21 世紀ビジョン（以下、「ビジョン」という。）で掲げた概ね 2030 年の沖縄のあるべき姿等の実現に向け、その所掌事務に関する事項について、専門的観点により調査審議を行い、県審議会に結果を報告する。

具体的には、新たな計画等に係る県案の基本施策ごとに設定された議題等に関して、施策の手段である施策展開、さらにその手段となる施策の妥当性などを、委員等各位の専門的見地から調査・検討し、最終的にこれらを取りまとめて、正副部会長合同会議での議論を経て、県審議会に報告する。

### (2) 議題（調査審議事項）の設定

ア 各部会は、部会所掌事務に沿って、部会開催ごとの議題を設定し、当該議題についての討議を行う。

イ 議題については、部会担当部課が案を作成し、部会長と調整の上決定する。

ウ 全体の議題の決定は、原則として初回の会議までに行い、同会議において専門委員に提示する。

エ なお、調査審議は、新たな計画の基本的考え方（案）、新たな計画（案）の 2 段階で行うことから、議題は、それぞれの段階について決定する。

### (3) 会議（部会）の方法

ア 専門委員等は、上記議題に沿って、委員等各位の専門的見地から調査審議を行う。

イ 専門委員等は、議題に沿った意見書・レポート等を部会担当部に事前に提出することができる。意見を提出した委員は、会議の場で説明を行う。

ウ 会議には参加せず、意見書のみ提出があった場合は、意見書から一般的に把握できる内容の範囲において、部会で調査・検討するものとする。

エ 原則として、会議ごとに議題を完結するものとし、それを踏まえた県の対応状況等については、部会最終会議において討議する。

### (4) 県審議会委員等の部会への参加

ア 県審議会委員は、部会に出席し、意見を述べることができる

イ 専門委員は、属する部会以外の部会に出席し、意見を述べるができる。

ウ 部会の調査審議に当たり、県審議会委員及び専門委員の部会横断的な参加を促すためあらかじめ部会の議題を県審議会委員及び専門委員全てに通知する。

### (5) 会議資料

ア 部会担当部課は、委員等からの資料要求には、速やかに対応する。

イ 会議資料は、部会開催通知とあわせ、原則として開催1週間前までに、専門委員等あて提供する。

(6) 部会成果の取りまとめ

ア 原則として、部会最終会議で調査審議に係る県の対応状況等を含めて取りまとめを行う。

イ 取りまとめについての審議は、部会所属委員において行う。

ウ 審議結果については、正副部会長合同会議で全体的な調整を図った上で、県審議会に部会長から報告する。

(7) 部会開催回数

会議開催回数については概ね次のとおりとするが、調査審議状況などを踏まえ、部会担当部課が部会長と協議の上、決定する。

○新たな計画の基本的考え方(案)に係る調査審議の開催について

平成23年4月下旬から6月中旬までに3回を目途。

○新たな計画(案)に係る調査審議の開催について

10月から平成24年2月中旬までに4回を目途。

(8) 部会(会議)開催

ア 部会の議事進行は、部会長が務め、運営は部会担当部課が行うとともに、企画調整課はその補助を行う。

イ 部会の進行等について、部会担当部課は部会長と事前に調整を行う。

ウ 会議で出された質問や運営に関する要望等について、部会担当部課及び関係部局は、当該会議において適切に対応し、速やかな対応が困難な場合は、原則として、次回の会議において回答する。

3 部会(会議)の公開について

部会(会議)は、原則として公開とする。

ただし、部会長の判断により非公開とすることができる。

4 その他

上記の他、部会の運営等に関しては、部会長、部会担当部課及び企画調整課で調整の上、対応する。

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:

所属部会名( )  
部会)

諮問案 頁・行	諮 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。



